

天下国家を保つ君主には、九種類ある。一には「法君」である。これは、秦の始皇帝のように、法度（はつと）法規、禁制）を厳正にし、制度や法令を細かく定め、政治権力により世の中を治める君主である。このような君主の下では、権威が有るときには、常に法が重んじられて民はこれを厳守するが、ひとたび権威を失えば、たちまち法による支配体制は崩れ、民は法を犯し、体制に背くようになる。二には「専君」である。漢の宣帝のように、自らの専制のみで、他に任せようとせず、独断して世の中を治める君主である。このような君主は、労多くして、しかも功は少ない。三には「授君」である。我が朝の後白川帝のように、自らはその任を堪（こら）えられず、政治を他に一任する君主である。臣下の者に忠誠心があるときは、天下泰平であるが、臣下が奸賊であるときには君主の権威はこれにより傾くことになる。四には「労君」である。夏の禹（う）王のように、勤労を以て世の中を治め、自ら心を尽くし、民の父母となる君主である。五には「等君」である。漢の高光武のように、大衆と艱難を共にし、好悪を同じくして世の中を治める君主である。六には「奇君」である。夏の桀（けつ）王や我が朝の武烈帝のように、驕（おご）り高ぶりながら民の困窮を知らず、ぜいたくの限りを尽くしながら奇怪なことをもてあそぶ君主である。七には「破君」である。楚王項羽のように、威勢がよく傲慢で耐え忍ぶことをせず、世人を塵芥（ちりあくた）のように扱い、不敬にして国家を破滅させる君主である。八には「固君」である。秦の二世のように、自国が險しく攻め難い地であることを当てにして城郭を固めるだけで、徳を修めようとしないう君主である。九には「社君」である。晋の恵帝のように、単なる世継ぎの主であって勲功も無く、むつき（生まれたばかりの子供に着せる衣）を着ている時からもてはやされて飢えも寒さも知らない君主である。これらを初めとして、天下国家を保つ人には当然のことながら様々な種類がある。智者はこのことを深く察し、審（つまび）らかに観察せよ。